

安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2019.2月号

発行/弁護士法人リーガルプラス
代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]
所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-4 画廊ビル7階
お問い合わせ/TEL: 03-4455-9129 FAX: 03-6265-1132
ホームページ/https://legalplus.jp/

パワーハラスメントの定義、予防や発生時の対策について

皆さんの会社や職場では、パワーハラスメント(以下、「パワハラ」)対策が講じられていますか?

パワハラによって、労働者の尊厳や人格は大いに傷つけられ、心の健康は害され、職場風土は悪くなり、周りの士気が低下する、生産性が低下する、能力が発揮できない、優秀な人材が流出する、会社イメージが悪化するなど、様々な損失が発生します。各種報道のように、過重労働とパワハラによって、時には、労働者の自殺等の事態も招きかねません。

他方で、会社や組織では、円滑な業務遂行のために、労働者に対する業務上の指導は不可欠です。

パワハラ回避に敏感になりすぎてしまい、パワハラの実状がないにも関わらず加害者とされた労働者が不当な扱いを受けたり、虚偽被害を主張した労働者が職務を軽減されるような事態となれば、事業活動そのものに影響を与えかねません。

そのため、パワハラとは何か?というパワハラの実状を認識する必要があります。

法制化はまだですが、厚生労働省においてはパワハラの実状について、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とされています。

厚生労働省の審査会においては、①業種、業態、職務、当該事案に至る経緯や状況などによって「業務の適正な範囲」や「平

均的な労働者」の感じ方が異なることが考えられることから、どのような場合が「業務の適正な範囲」に該当するのか、また「平均的な労働者」の感じ方とはどのようなものか、②中小企業でも可能な対応や更なる支援のあり方について、具体例の収集、分析を進める方向性が示されています。

職場のパワハラの実態は、下記の6類型です。

- 1. 身体的な攻撃**
暴行・傷害
- 2. 精神的な攻撃**
脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
- 3. 人間関係からの切り離し**
隔離・仲間外し・無視
- 4. 過大な要求**
業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
- 5. 過小な要求**
業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- 6. 個の侵害**
私的なことに過度に立ち入ること

このようなパワハラを予防するには、トップの姿勢、社内のルール決め、相談窓口の設置、日常でのパワハラ実態の把握、研修教育、周知などが必要です。

会社の規模や体制によっては社内に「苦情処理委員会」や「苦情受付窓口」を設置することが難しい場合、弁護士、法律事務

所を外部相談窓口として設置することが有効です。

パワハラ問題が起きてしまった場合、会社としては、被害者である社員と加害者である社員の両方に配慮した適切な処置をとらねばならず、難しい舵取りを迫られます。

対応責任者を決め、専門家と連携しながら、被害者へのヒアリング、加害者へのヒアリング、事実調査、パワハラの有無や内容の判定を進め、時には配置転換や社内懲戒などの処分が必要となります。

扱いが非常に難しいパワハラ問題について、当法人では、顧問先会社様向けに、加害者被害者対応のアドバイス、適切な処分のアドバイス、外部相談窓口協力なども行っております。



【代表弁護士】
谷 靖介(たに やすゆき)

プロフィール

東京弁護士会所属。明治大学法学部法律学科卒業後、2002年(旧)司法試験合格。司法研修所57期。日本弁護士連合会の公設事務所プロジェクトに参加し、当時、実働弁護士ゼロワン地域(裁判所支部内の実働弁護士が0~1名地域)であった茨城県鹿嶋市に2005年赴任。開設翌年には年間500名以上の法律相談を担当する。2008年に公設事務所の任期を終え、弁護士法人を設立し、千葉県内・東京に複数の法律事務所を開設。中小企業法務を中心に弁護士として活動を行っている。セミナー講師担当やNHKなどメディア出演も多数あり。趣味は読書、旅行。

社労士向け情報交換会のご案内 **今、この時期だからこそ話したい!**

働き方改革施行直前・情報交換会

【主な内容】「働き方改革関連法」が本年4月より順次施行されるにあたり、施行直前の現状や施行後に予測される事態について、実務での対処など、現場で取り組まれる先生方と『ここだけの話』を中心に、有意義な情報交換を行います。

テーマ

- ①時間外労働の上限規制
- ②年次有給休暇年間5日取得義務化
- ③同一労働同一賃金
- ④36協定の管理

施行直前の企業の状況・施行後に予測される事態・各事務所での取り組み

開催概要

- 【日時】2月26日(火) 16:00~17:30
- 【場所】弁護士法人リーガルプラス 千葉法律事務所
- 【住所】千葉市中央区富士見1-14-11常盤ビル7階

【司会・進行役】 弁護士法人リーガルプラス:谷 靖介弁護士

残3席
申込締切:2/22(金)

ご参加のお申込み
お問い合わせ先

TEL:03-4455-9129 FAX:03-6265-1132

受付時間:平日9:30~17:00/担当:若本(いわもと)

参加無料

ご希望に沿ったテーマでのセミナーや勉強会への講師派遣も承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

相続解決事例 Q&A

事例

弟が7年前に亡くなりました。弟は未婚で、子どももいません。両親は弟よりも前に他界しているため、相続人は、兄弟とその代襲相続人である甥・姪の6名です。

弟が亡くなった際には、私が一番親しかったことから、私が弟の家から通帳や有価証券、不動産の権利証を探し出して、他の相続人に遺産の説明をしました。しかし、私の説明に不足があり、相続人の1人から信用が得られず、遺産分割の話を拒否されたまま、現在に至ります。

Q 遺産分割ができないまま7年経ってしまいました。このままの状態が続くとデメリットはありますか。

A 遺産分割には期限（時効）はありませんので、遺産分割ができなくなるということはありません。しかし、遺産はすべての相続人の共有の状態にあるため、単独での売却や廃棄等の処分はできません。処分できないにもかかわらず、その遺産に固定資産税や自動車税が課されてしまうため、相続人のうちのどなたかが支払わなければならない、後日、税金の分担についてトラブルが生じたりすることがあります。

また、時間が経つことによって、相続人の方が亡くなり、亡くなった相続人の配偶者や子も遺産分割手続きに加えなければならないこともあります。これを「数次相続」といい、遺産分割手続きを行わないうちに相続人が死亡し、次の相続が発生してしまうことをいいます。相続人の数が増えるだけでなく、親族としての関係性も薄い者同士であることが多いため、居所の調査を行う必要が生じたり、話し合う機会を持つこと自体が困難なことがあります。

相続人が高齢になり、認知症等の影響で財産管理ができない場合には、裁判所に成年後見人等を選任してもらう必要が生じたりします。

Q 他の相続人が遺産分割の話しを拒否する場合、遺産分割はできないのでしょうか。

A 遺産分割の方法としては、協議、調停、審判があります。遺産分割協議は、必ず相続人全員で行わなければならない、1人でも欠けている場合には、その遺産分割は無効となります。

そのため、他の相続人が遺産分割の話を拒否する場合には、裁判所を利用して、調停手続きや審判手続きを行うこととなります。調停手続きでは、調停員が事情や分割方法の希望を聴取し、資料等を提出させた上、必要な助言をしながら、相続人間の合意を目指して話し合いが進められます。話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には審判手続きが開始され、裁判官が遺産をどのように分割するか決めることとなります。

Q 遺産分割手続きを弁護士に依頼することのメリットは何ですか。

A 遺産分割は故人の財産をどうするかということに留まらず、親族間の関係性や様々な感情が絡み合う場面です。弁護士が代理人となることで、客観的な資料をもとに遺産の調査・評価等を行い、法律知識をもとに分割方法を提案して手続きを進めるだけでなく、親族ではない第三者である点で親族間の心情面の対立が和らぐこともあります。



【かしま法律事務所】
所属弁護士：齋藤 碧（さいとう みどり）

プロフィール

山形大学文学部総合政策科学科卒業、大阪大学大学院高等司法研究科修了後、弁護士登録（茨城県弁護士会）。主に、交通事故、労災事故、債務整理、過払い金回収、相続、離婚、中小企業法務（労務問題）を中心に活動を行う。趣味は物を作ること、読書、音楽鑑賞。

2019年入所新人弁護士のご紹介



津田沼法律事務所
配属
小林 貴行
こばやし たかゆき



成田法律事務所
配属
三浦 知草
みうら ちくさ

2019年1月より、小林貴行弁護士と三浦知草弁護士の2名がリーガルプラスに入所いたしました。小林弁護士は津田沼事務所に、三浦弁護士は成田事務所に配属となります。

ともに、企業・個人問わず地元の方のお悩みにしっかりと寄り添い、弁護士として相談者のベストな解決を目指し、皆さまのお力になれるよう精進していきますので、今後ともよろしくお願いたします。

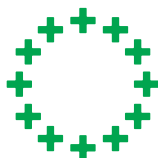
総会報告



所内弁護士、事務スタッフが集まり、2019年経営計画発表会を行いました。会の前半は、代表からの経営理念・方針等の解説や前期総括、及び経営計画発表を、後半は各種表彰等を行いました。

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ（平日・土曜 9:30~18:00）

法律トラブルや経営上の悩み。お気軽にご相談を。



安心の法律サポートで、あなたを守る
LEGAL PLUS
弁護士法人 リーガルプラス
[東京弁護士会所属]

【東京法律事務所】
TEL:03-4455-9129

【市川法律事務所】
TEL:047-712-5100

【津田沼法律事務所】
TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】
TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】
TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】
TEL:0299-85-3350